

# 平成30年度から

## 八潮市国民健康保険税が大幅に 改正されました

### 改正の背景

平成30年度からの「国保の広域化」に伴い、埼玉県では、平成29年9月に「埼玉県国民健康保険運営方針」を定めました。

また、県では毎年、国のガイドライン等に基づき、医療費の財源となる「国保事業費納付金」（注1）を算定するとともに、医療費水準・年齢構成・所得水準等を考慮して、「標準保険税率（注2）」を各市町村ごとに算定することとなっています。

八潮市では、県が定めた「運営方針」や「標準保険税率」等を踏まえ、平成30年度から国民健康保険税の税率等を大幅に改正しました。

注1：医療費の財源となるもので、市町村は県が算定した納付金を納める必要があります。

注2：納付金を納めるために必要な国保税の標準的な水準で、県が市町村ごとに毎年算定するものです。

### 主な改正点

#### ① 医療給付費分の課税方式

医療給付費分において、固定資産税額に応じて課税される「資産割額」と、1世帯につき課税される「平等割額」がなくなり、所得金額に応じて課税される「所得割額」と、被保険者1人につき課税される「均等割額」だけになりました。

平成29年度【4方式】
所得割額
-----
固定資産税額
-----
均等割額
-----
平等割額



平成30年度以降【2方式】
所得割額
-----
均等割額

#### ② 税率等（所得割率・均等割額）

介護納付金分の均等割額を除く、全ての所得割率及び均等割額が変わりました。

#### ③ 課税限度額

平成29年度
医療：51万円
後期：14万円
介護：12万円



平成30年度
医療：54万円
後期：19万円
介護：16万円

※平成31年度以降の課税限度額については、地方税法施行令の改正の動向により、さらに変更が生じる場合がございます。最新の課税限度額については『国民健康保険税について』をご確認ください。

#### ④ 税の軽減措置

平成29年度
6割軽減
4割軽減



平成30年度以降
7割軽減
5割軽減
2割軽減

詳しい税率等については、次のページをご覧ください



## 税率等比較一覧表

課税区分	算定区分 (注1)		【改正前】 (H29)	【改正後】 (H30~)
医療給付費分	所得割率	課税対象所得額の	6.6%	7.3%
	資産割率	固定資産税額の	20.0%	—
	均等割額	一人当たり	14,000円	28,000円
	平等割額	一世帯当たり	23,000円	—
後期高齢者 支援金等分	所得割率	課税対象所得額の	2.6%	2.2%
	均等割額	一人当たり	11,000円	13,000円
介護給付費分 (40歳から64歳 までの方のみ)	所得割率	課税対象所得額の	1.4%	2.0%
	均等割額	一人当たり	10,000円	10,000円

注1：課税対象所得額とは、前年の総所得額金額等から基礎控除（33万円）を差引いた金額です。

※ 平成31年度の国保税については、『[国民健康保険税について](#)』のページをご確認ください。

